

# 福岡県公報

平成27年9月4日  
第3725号

## 目次

### 告示(第733号-第737号)

- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) …………… 1
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 1
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 2
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2
- ### 公 告
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3
- 土地区画整理組合の定款の変更の認可 (都市計画課) …………… 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3
- ### 海区漁業調整委員会
- 油いか餌料の使用禁止 (漁業管理課) …………… 3
- 加布里湾におけるえび類採捕の禁止 (漁業管理課) …………… 4

## 告 示

### 福岡県告示第733号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成25年3月福岡県告示第513号大川都市計画下水道事業大川市公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年9月4日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 施行者の名称  
大川市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
大川都市計画下水道事業大川市公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成11年10月4日から平成30年3月31日まで
- 4 事業地

#### (1) 収用の部分

平成25年3月29日付け福岡県告示第513号の事業地に次の区域を加える。

大川市大字幡保字土穴、字助定、字小幡保、字村内、字竹屋敷、字南田、字廻町の全部

字久シゲ、字溝添、字深町、字鍛治町、字若松、字西園、字銚手、字道手の一部

大字三丸字三ツ会、字津久田、字水落、字柳堀、字六地藏、字深町、字兼木口、字宮ノ下、字下り溝、字生津町の一部

#### (2) 使用の部分

変更なし

### 福岡県告示第734号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成27年9月4日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 解除予定保安林の所在場所  
朝倉市秋月字高内1461の21
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

## 福岡県告示第735号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年9月4日

福岡県知事 小川 洋

- 解除予定保安林の所在場所  
朝倉郡東峰村大字小石原字塔ノセ1504の3（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 福岡県告示第736号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年9月4日

福岡県知事 小川 洋

- 解除予定保安林の所在場所  
朝倉郡東峰村大字小石原字アラコ1760の2（国有林。次の図に示す部分に限る。）  
、1760の3（国有林）、1761の7（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 福岡県告示第737号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年9月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	南 関線 大牟田北	前	大牟田市大字四ケ493番1先から 大牟田市四箇新町一丁目18番先まで	8.4 ～ 69.0	866.1
			後	大牟田市大字四ケ493番1先から 大牟田市四箇新町一丁目18番先まで	8.4 ～ 69.0	866.1

## 公 告

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年9月4日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
古賀市天神四丁目1311番5及び1311番118
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
古賀市天神一丁目18番6号  
長崎 政實

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年9月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
福津市西福岡三丁目4381番9
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
北九州市八幡西区幸神四丁目7番6号  
辰巳開発株式会社  
代表取締役 今村 重記

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成27年9月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 組合の名称  
古賀市高田土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地  
古賀市久保1227番地1
- 3 設立認可の年月日  
平成27年4月10日
- 4 定款の変更の内容  
事務所の所在地を次のように変更する。  
古賀市久保1197番地
- 5 変更認可の年月日  
平成27年8月26日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年9月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡須恵町大字植木字ヲシガ浦1454番3、1454番5、1458番2、1458番6から1458番10まで、1459番3及び1459番4
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
長崎県佐世保市三浦町1番32号  
吉田重機工業株式会社  
代表取締役 上田 隆造

海区漁業調整委員会

筑前海区漁業調整委員会指示第171号

筑前海区における釣り及び延なわ漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成27年9月4日

筑前海区漁業調整委員会  
会長 本田 清一郎

- 1 指示の適用海域  
筑前海区海域
- 2 指示の内容  
魚油等の油性物に浸漬したすべての餌料及び疑似餌（通称：油いか）を使用した釣り及び延なわ漁業の操業を禁止する。
- 3 指示期間  
平成27年10月1日から平成32年9月30日まで

**筑前海区漁業調整委員会指示第172号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、加布里湾におけるえび類の繁殖保護をはかるため、次のとおり指示する。ただし、福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第47条第1項の規定に基づき知事の許可を受けた者が採捕する場合はこの限りでない。

平成27年9月4日

筑前海区漁業調整委員会  
会 長 本田 清一郎

## 1 指示の適用海域

糸島市二丈浜窪、箱島西側防波堤の北端と、糸島市志摩久家、竹の下の瀬の東端を結んだ直線と陸岸によって囲まれた加布里湾奥域海域。

## 2 禁止事項

4月1日から11月30日までの期間、えび類を採捕してはならない。

## 3 指示期間

平成27年11月1日から平成32年10月31日まで